

小長井地域新生活支援補助金申請チェックリスト

	確認項目	対象者
☐	諫早市小長井地域新生活支援補助金交付申請書（様式第1号） に次に掲げるものを添付	共通
☐	① <u>夫婦双方の所得証明書</u> 申請日の属する年度の前年（申請日が4・5月の場合は前々年）の所得 例）令和7年6月申請→令和6年の所得証明書 ※ <u>証明年度の1月1日の住所地で取得可能</u> 令和7年度（令和6年分）所得証明書を取得したい場合は、 令和6年1月1日現在に住所があった市区町村へ請求。	新婚世帯の場合のみ
☐	② 貸与型奨学金の返済額が分かる書類のコピー ※ 所得から控除できる奨学金年間返済額期間＝所得証明書の期間	
☐	③ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書のコピー	住宅取得
☐	④ 住宅の賃貸借契約書のコピー	住宅賃借
☐	③・④について ☐ 対象となる住居が小長井地域内となっているか。 ☐ 契約名義が夫婦のどちらかとなっているか。	
☐	⑤（住宅賃借の場合）住宅手当支給証明書（様式第2号） ※ 支給なしの場合も証明書の提出必要。夫婦双方雇用の場合は双方分が必要。	
☐	⑥ 住宅のリフォームに係る見積書または工事請負契約書等のコピー 及び改修に要した経費の内訳が確認できる書類	リフォーム
☐	⑦ 住宅のリフォーム工事の前後の状況が確認できる位置図及び写真 （確認書類） 住宅賃借のリフォームの場合は、修繕費用負担が賃借人にあることが分かる賃貸借契約書等の写しが必要（必須では無いが可能な限り。）	
☐	⑧ 領収書等の写し ☐ 支払日が令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間 支払額計 <u> </u> 円 ※⑥住宅手当の支給額分は差し引く	共通

小長井地域新生活支援補助金申請チェックリスト

☐	⑨ 戸籍謄本 <夫婦世帯の場合> □ 転入日時点で、夫婦の合計年齢が 80 歳以下であるか。 <子育て世帯の場合> □ 高校生以下の子どもがいることが確認できるか。 □ 胎児の場合は他の確認できる書類（母子手帳の写し等） <新婚世帯①> □ 令和 7 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの間に婚姻しているか。 <新婚世帯②> □ 夫婦共に 29 歳以下かつ世帯所得が 500 万円未満であるか。	共 通
☐	⑩ 世帯員の住所が小長井地域となっている住民票の写し □ 令和 7 年 1 月 1 日以降に小長井地域に転入・転居しているか。	
☐	⑪ 転出元の住民票の除票、戸籍の附票の写しその他の小長井地域外での在住期間を確認できる書類 □ 転居前の住所が 1 年以上小長井地域外にあるか。 ※異動を伴わず小長井地域内で引き続き居住する新婚世帯を除く。	
☐	⑫ 夫婦（世帯員）の双方の市税等の滞納がないことを証明する書類 ※ <u>令和 7 年 1 月 1 日時点での住所地で取得したもの。</u> ※課税証明書は不可。	
☐	⑬ 就業証明書（様式第 3 号）またはこれに準ずる書類	そ の 他 の 世 帯
☐	国や県の補助金を申請しているか。 申請内容によっては、小長井地域新生活支援補助金の対象外となる可能性があります。 ※以下の補助金以外でも交付決定を受けている場合はお申し出ください。 ・こどもみらい住宅支援事業 ・地域型住宅グリーン事業 ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業 ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業	共 通

小長井地域新生活支援補助金申請チェックリスト

	及び集合住宅の省 CO2 化促進事業 ・ こどもエコすまい支援事業 ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業 ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業 ・ 次世代省エネ建材支援事業 ・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業 ・ 住宅エコリフォーム推進事業 ・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業 ・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業 費補助金 ・ 住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業	
--	---	--

小長井地域新生活支援補助金申請チェックリスト

(補助額確認表)

小長井地域

	申請区分		上 限 額	
☐	夫婦のみの世帯	市内から小長井地域に転入の場合	7 5 万 円	
☐		市外から小長井地域に転入の場合	1 5 0 万 円	
☐	子育て世帯	市内から小長井地域に転入の場合	1 0 0 万 円	
☐		市外から小長井地域に転入の場合	2 0 0 万 円	
☐	その他の世帯 (単身可)	市内から小長井地域に転入の場合	1 0 万 円	
☐		市外から小長井地域に転入の場合	2 0 万 円	
☐	新婚世帯① ☐ R 7 . 1 . 1 以降 に婚姻届を提出	婚姻前から小長井地域内に居住している場合	5 0 万 円	
☐	新婚世帯② ☐ R 7 . 1 . 1 以降 に婚姻届提出 ☐ 夫婦双方の 婚姻日年齢が 29 歳 以下 ☐ 世帯所得が 500 万円未満	夫婦 のみの 世帯	婚姻前から小長井地域内に居住している場合	6 0 万 円
☐			市内から小長井地域に転入の場合	7 5 万 円
			市外から小長井地域に転入の場合	1 5 0 万 円
☐		子育て 世帯	婚姻前から小長井地域内に居住している場合	6 0 万 円
☐			市内から小長井地域に転入の場合	1 0 0 万 円
☐			市外から小長井地域に転入の場合	2 0 0 万 円